

三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路等に面するブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行者の安全を確保するため、地震が発生した際に倒壊のおそれのあるブロック塀等の除去等を行う費用について、予算の範囲内において三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 組積造（補強コンクリートブロック造を含む。）の塀（既に倒壊しているものは除く。）であって、個人が所有又は管理するものをいう。
- (2) 道路等 道路及び避難所の敷地をいう。
- (3) 除去 ブロック塀等の全部を解体し、撤去することをいう。
- (4) 建替え ブロック塀等を除去した後、地震に対して安全な構造の塀等を新設することをいう。
- (5) 改修 ブロック塀等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第3章第4節又は第4節の2に規定する基準に適合するように改修することをいう。
- (6) 除去等 除去、建替え又は改修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存するブロック塀等を所有する者（以下「所有者」という。）又は当該ブロック塀等を管理する者（当該ブロック塀等の除去等について、所有者の同意を得た者に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、補助対象者とししないものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、道路等に面するブロック塀等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものを除去等するものとする。

- (1) 塀の高さが、組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この条において同じ。）の塀にあつては地盤から1.2メートル、補強コンクリートブロック造の塀にあつては地盤から2.2メートルを超えること。
- (2) 塀の厚さが、組積造の塀にあつては塀の高さの10分の1、補強コンクリートブ

ロック造の塀にあつては10センチメートル（補強コンクリートブロック造の塀の高さが2メートルを超え、2.2メートル以下の場合にあつては、15センチメートル）未満であること。

(3) 塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁が、塀の長さ4メートル以下ごとにないこと。（組積造の塀に限る。）

(4) 塀の高さの5分の1以上突出した控え壁が、塀の長さ3.4メートル以下ごとにないこと。（塀の高さが1.2メートルを超える補強コンクリートブロック造の塀に限る。）

(5) 組積造の塀にあつては基礎が、補強コンクリートブロック造の塀にあつてはコンクリートの基礎がないこと。

(6) 塀に傾き又はひび割れがあること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、除去等するブロック塀等の延長1メートルにつき8万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費について、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金等の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

（工事施工者）

第6条 補助対象工事を施工する者は、ブロック塀等の除去等を業とする者であつて、市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業者とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付回数の上限は、一敷地（2以上の土地が一体として利用されている場合を含む。）につき1回とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 除去等の内容を示す図面又は書類

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 除去等を行うブロック塀の写真（全景及び倒壊の危険性があると認められる部分が確認できるもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあっては三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない場合にあっては三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

(交付申請の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするときは、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金補助事業変更申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助対象工事を中止するときは、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金補助事業中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 補助対象工事の着手前及び完了後の写真

(3) 補助対象工事の内容が、施行令第3章第4節又は第4節の2に規定する基準に適合することが確認できる写真(ブロック塀等を新設又は改修した場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(代理受領)

第14条 補助事業者は、補助対象工事を施工した者(以下「工事事業者」という。)に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

2 前項の規定により工事事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第12条の規定による実績報告までに、三条市ブロック塀等安全対策支援事

業補助金代理受領届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による委任を受けた工事事業者（以下「代理受領者」という。）は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。

4 代理受領者は、市長の定める日までに三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金代理受領請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。